１（１）、３（１）の項目について

再任用職員の給与については、平成30年度の人事委員会勧告において、「引き続き、国の動向を注視するとともに、民間企業における状況、本府における実情等も考慮し、検討を行っていく」とされており、その対応を注視してまいりたい。

１（１）の項目について

地方公務員の定年については、地公法において、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとされている。

国家公務員の定年延長については、平成30年８月に人事院より「意見の申出」としてその方向性が示されたところであり、国の検討状況等を注視してまいる。

１（２）の項目について

再任用教職員は定数内職員であり、各学校の教科、年齢等のバランスを図る必要があることから、定年前の教職員と同様の人事配置を行っているところ。

なお、非常勤（若年）特別嘱託員（同要綱適用の非常勤講師含む）については、平成14年度から、本人の希望を尊重しながら各学校の教育課題等を踏まえ、計画的な配置を行っているところ。

１（３）の項目について

再任用職員の任用形態の変更については、平成22年度の再任用者から、任用の運用期間が５年になったことに伴い、再任用者の加齢等による個々の実情を考慮し、任期更新時に学校運営上支障のない範囲で、一度限りで勤務形態の変更を認めることとしている。

２（１）（２）（３）の項目について

再任用教職員の職務内容については、勤務時間数に応じて、定年前と同様の職務を担っていただくことになるが、具体的には、従来どおり、各学校長が決定するもの。

また、非常勤（若年）特別嘱託員（同要綱適用の非常勤講師含む）の職務内容については、教職員としての知識・経験を活かしつつ、学校にとってより効果的な業務を担うという観点に基づき各学校長が決定することとなる。

労働条件については、任用時に「明示書」により明示している。

今後とも、各学校の実情と課題に応じて創意工夫を凝らした組織的・機動的な学校運営が行われるよう、また、各制度が正しく理解されるよう各府立学校長及び市町村教育委員会に対し、指導を行ってまいる。

２（４）の項目について

再任用職員については、勤務時間条例及び同規則に基づき、正規職員と同様に、所定の手続きを踏まえ、週休日の振替等により対応することになる。

非常勤特別嘱託員等の非常勤職員に対しては、原則として、時間外勤務を命じることはない。

なお、非常勤特別嘱託員等の非常勤職員について、あらかじめ当該日に割振られた勤務時間を超えて勤務する必要がある場合や、週休日に勤務を命じる場合には、当該日に勤務を命じるべき時間を割振り、別の要勤務日の勤務時間と調整することにより、また、勤務を要する日の変更により（週休日の振替等）、対応することになる（あらかじめの勤務時間の割振りで対応）。

この場合には、労働条件の変更となるので、当該労働者の同意が必要であり、また、労働条件の明示が必要となる。

再任用教職員及び、非常勤（若年）特別嘱託員（同要綱適用の非常勤講師含む）の勤務については、その職務内容の範囲内において適切に行われるよう、各府立学校長及び市町村教育委員会に対し、指導を行ってまいる。